

災害時における動物の救援活動に関する協定書

平成23年4月25日

社団法人 高知県獣医師会

高 知 県

災害時における動物の救援活動に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県獣医師会（以下「乙」という。）は、高知県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物の救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走・放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災動物の保護及び管理に関すること。
- （2）被災動物に関する情報提供に関すること。
- （3）施設、設備及び物資の提供その他必要な災害応急業務に関すること。
- （4）その他必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動を行う場所
- （3）活動を行う日時
- （4）前各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(負担)

第7条 甲と乙は、活動に関する経費の負担については、必要に応じ協議するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては健康政策部食品衛生課、乙にあっては乙の事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成23年4月25日

甲 高知県

高知県知事

乙

高知市南はりまや町1-16-22

社団法人高知県獣医師会

会長

災害時における動物の救援活動に関する協定書の
一部変更に係る協定書

災害時における動物の救援活動に関する協定書の一部変更に係る協定書

平成23年4月25日付けで高知県(以下「甲」という。)と公営社団法人高知県獣医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時における動物の救援活動に関する協定(以下「協定書」という。)の一部を次のように変更する協定を締結する。

(対象動物の変更)

第1条 原協定第2条中「逃走・放浪」を「負傷・逃走・放浪」に改める。

(協力の内容の変更)

第2条 原協定第3条中「第4号」を「第5号」に改め、第3号の次に次のように加える。

(4) ペット同行・同伴避難における避難所の公衆衛生に関すること。

(活動の履行の変更)

第3条 原協定第5条第2項の次に次のように加える。

3 甲は、乙がこの会員のみで動物救護活動が困難と判断し、他の地方獣医師会に支援、派遣要請を行い活動する者についてもこの会員と同等の扱いとする。

(活動の終了の変更)

第4条 原協定第6条の「活動の終了」を「活動の停止及び終了」に、原協定第6条中「活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする」を「救護活動が極めて困難になった又は不可能になった場合は、甲に対して救護活動の要請の停止又は解除を申し出ることが出来るものとする」に改め、次の2項を加える。

2 甲は、前項の申し出があった場合は、乙と協議のうえ救護活動の停止又は解除をするものとする。

3 甲は、災害が終息又は救護活動の必要がなくなったと判断したときは、乙と協議して活動を終了するものとする。

(負担の変更)

第6条 原協定第7条中「第1項」を「第3号」とし、「甲と乙は、活動に関する」を「その他」に改める、第7条に次の2項を加える。

第7条 甲は、乙が本協定に基づく活動を行ううえで必要とする用地、施設、設備その他を可能限り貸与、提供する。

2 甲は、乙が本協定に基づく活動に使用した医薬品、治療資材にかかる費用の請求については実費弁済する。

(連絡体制の変更)

第7条 原協定第8条中「食品・」を「薬務」と改める。

第8条 原協定「第10条」を「第11条」とし、原協定「第9条」を「第10条」に改め、第8条の次に次のように加える。

第9条 本協定に基づく業務に乙が行った動物救護活動の従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年3月30日条例第3号）」の規定に基づき補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和6年8月26日

甲 高知県
高知県知事

乙 高知市南はりまや町1-16-22
公益社団法人 高知県獣医師会
代表理事